

指定管理者評価判定結果報告書

令和3年7月19日

高 浜 市 長 殿

高浜市介護予防拠点施設
指定管理者選定評価委員会
委員長 野 口 定 久 印

令和2年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1. 施設の名称	高浜市宅老所（3施設）			
2. 指定管理者の名称	社会福祉法人 高浜市社会福祉協議会			
3. 指定期間	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日			
4. 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	・ 宅老所の維持管理に関する業務 ・ 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項に掲げる事業の運営に関する業務 ・ 利用の許可及び使用料の収納に関する業務 ・ その他、市長が必要と認める業務			
5. 大分類項目の評価				
項目	満点	評点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	25点	25.00点	100.00%	A
② 施設設備の維持管理に関する事項	15点	15.00点	100.00%	A
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	60点	51.43点	85.71%	A
6. 総合評価				
項目	満点	評点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	100点	91.4点	91.4%	A
7. 評価結果についての講評				
<ul style="list-style-type: none">・ 3つの施設において、臨時職員と情報交換を行い、適切に事業展開をしている。施設整備の老朽化等へうまく対応していただき、トラブル予防に努めていただきたい。・ 高齢者が利用する施設であることをしっかりと認識されて、地域の支援団体を確保され、施設の主旨を十分理解し努力されている。今後も地域の利用者に愛される施設を目指してください。・ 現状のコロナ禍においては、引き続き感染予防対策が必須であり、感染者を出さない取り組みが求められるが、利用者、スタッフ、行政等が助け合い、多くの方々の介護予防、外出の場として活用されるよう努めていただきたい。				